



中堅・大企業を目指している事業者様へ

中堅・大企業へと事業拡大した後も
一定期間中小企業向け支援が受けられます！

みなし中小企業者特例 の活用

地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者は、事業計画の実施期間(最大5年)について、**中堅・大企業に事業拡大後も中小企業とみなされ(みなし中小企業者)**、中小企業向け支援を継続して受けられます。



※図はイメージです

【中小企業者の基準】

業種	以下のいずれかを満たす	
	資本金・出資額	従業員数
製造業その他	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
小売業	5000万円	50人
サービス業		100人

みなし中小企業者が受けられる中小企業向け支援策

- 1 保証協会の信用保証** 銀行からの融資を受けるときに、保証協会による信用保証を最大2億8,000万円まで受けられます。
- 2 日本公庫による特別貸付** 日本公庫からの融資を受けられます。
- 3 日本公庫による海外展開支援** 日本公庫が、海外子会社への直接融資や信用状発行により、企業の海外展開を支援します。

1 2
の支援策
詳細は裏面
をチェック

※ **1 3** (信用状発行)は2020年10月から、**3** (直接融資)は2021年1月から、**2**は2021年4月から開始します。

※この他にも、各種中小企業補助金への適用を検討中です。

※地域未来投資促進税制は、対象を中小企業に限定しない支援策です。

※ご利用にあたっては各機関による所定の審査があります。

1

保証協会の信用保証

中小企業者が**地域経済牽引事業**を行うために、銀行から融資を受けるときは、**保証協会の信用保証**を受けることができます。

	未来法承認事業者
保証枠 (普通保険・無担保保険の合計)	2億8,000万円

2

日本公庫による特別貸付

中小企業者が**地域経済牽引事業計画**に従って事業を行うために必要な資金に対し、**日本公庫より融資**を受けることができます。

【現行制度】

	未来法承認事業者
貸付利率	基準金利から最大0.9%引下げ(※1)
貸付限度額	最大7.2億円(※2)
貸付期間	最大20年間(※3)

なお、適用される貸付利率・貸付限度額・貸付期間等の詳細は、以下HP等から必ず日本政策金融公庫に御確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/file/teiryuushi.pdf



(※1) 設備資金の場合(2億7,000万円上限)。

以下①～③のいずれかの条件を満たさない場合、基準金利から0.4%引下げ。

- ① 新規開業して7年以内であるもの
- ② 困難な経営状況にあるもの
- ③ 公庫と民間金融機関が連携支援を図るもの

(※2) 中小企業事業における設備資金の場合。

(※3) 設備資金の場合。据置期間2年以内。

御相談は以下の担当部局まで！

信用保証制度について

お近くの信用保証協会まで

信用保証協会一覧

または右のQRコードよりご確認ください。



日本公庫による特別貸付について

株式会社日本政策金融公庫(事業資金相談ダイヤル)

電話: **0120-154-505**

(受付時間: 平日9時～17時)

制度全体について

経済産業省
地域企業高度化推進課

電話: **03-3501-1587**

